

【チェックリスト】自主解体及び撤去費用助成金の交付関係書類一覧

※申請に関する問い合わせ先 被災者支援室 ☎0557-86-6212・6213

I. 交付申請時に提出する書類

●必ず提出する書類		チェック欄
1	交付申請書(様式第1号)	<input type="checkbox"/>
2	り災証明書、被災証明書の写し	<input type="checkbox"/>
3	登記事項(家屋)全部事項証明書《原本・発行後3箇月以内》 ※現在の建物所有者が記載されているものに限りませ。 ※静岡地方法務局熱海出張所で取得できます。	<input type="checkbox"/>
	未登記の場合は固定資産税評価証明書《原本・発行後3箇月以内》 ※市役所税務課で取得できます。	<input type="checkbox"/>
4	解体及び撤去の工事費見積書	<input type="checkbox"/>
5	解体及び撤去工事の工程表	<input type="checkbox"/>
6	撤去対象物の現況写真 ※撤去物の全景が写ったもの(対象物が特定できるもの)	<input type="checkbox"/>
7	その他市から提出を求められた書類 { }	<input type="checkbox"/>
●場合により提出する書類		
8	[代理人が申請する場合] 委任状《別様式又は任意の様式》	<input type="checkbox"/>
9	[共有者の代表が申請手続する場合] 利害関係人から同意を受けていることの誓約書《別様式又は任意の様式》	<input type="checkbox"/>
10	[賃貸物件の所有者が申請する場合] 利害関係人から同意を受けていることの誓約書《別様式又は任意の様式》	<input type="checkbox"/>
11	[第三者の権利設定がされている被災家屋等の所有者が申請する場合] 利害関係人から同意を受けていることの誓約書《別様式又は任意の様式》	<input type="checkbox"/>
○所有者が死亡し、相続登記が完了していない家屋等の場合		
12	[遺産分割協議が成立している場合] 遺産分割協議書の写し	<input type="checkbox"/>
	(死亡した所有者が市外居住者のとき)除籍謄本、戸籍謄本、死体検案書等	<input type="checkbox"/>
13	[遺産分割協議、遺言のいずれもない場合] 利害関係人から同意を受けていることの誓約書《別様式又は任意の様式》	<input type="checkbox"/>
	(死亡した所有者が市外居住者のとき)除籍謄本、戸籍謄本、死体検案書等	<input type="checkbox"/>
14	[公正証書遺言がある場合] 公正証書遺言書の写し	<input type="checkbox"/>
	(死亡した所有者が市外居住者のとき)除籍謄本、戸籍謄本、死体検案書等	<input type="checkbox"/>
○所有者が死亡し、家庭裁判所で遺産分割に関する協議を行った場合		
15	[調停が成立した場合] 遺産分割調停調書(正本又は謄本)の写し	<input type="checkbox"/>
16	[審判が成立した場合] 遺産分割審判書(正本又は謄本)及び確定証明書の写し	<input type="checkbox"/>

※裏面もご確認ください。

